

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	テイグライ州地方給水計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	テイグライ州地方給水計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	104,000千円 H24.7.31まで	H22.1.26 アデイス アベバで (同日)	日本側 駒野欽一在エチオ ピア大使 エチオピア側 アーマド・ シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H22.2.9 45号
エチオピア	森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,700,000千円 H22.3.31まで	H22.3.18 アデイス アベバで (同日)	日本側 駒野欽一在エチオ ピア大使 エチオピア側 アーマド・ シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H22.4.5 163号
エチオピア	食糧援助に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	850,000千円 H23.3.31まで	H22.3.18 アデイス アベバで (同日)	日本側 駒野欽一在エチオ ピア大使 エチオピア側 アーマド・ シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H22.4.5 164号
エチオピア	貧困農民支援に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	590,000千円 H23.3.31まで	H22.3.18 アデイス アベバで (同日)	日本側 駒野欽一在エチオ ピア大使 エチオピア側 アーマド・ シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H22.4.5 165号
エチオピア	テイグライ州地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	テイグライ州地方給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,264,000千円 H27.12.31まで	H22.5.14 アデイス アベバで (同日)	日本側 駒野欽一在エチオ ピア大使 エチオピア側 アーマド・ シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H22.5.27 262号
エチオピア	アバイ溪谷ゴハチオソーンデジェン幹線道路機材整備計画の贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	アバイ溪谷ゴハチオソーンデジェン幹線道路機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	960,000千円 H25.4.30まで	H22.6.25 アデイス アベバで (同日)	日本側 駒野欽一在エチオ ピア大使 エチオピア側 アーマド・ シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H22.7.12 331号
エチオピア	食糧援助に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	550,000千円 H23.3.31まで	H22.11.23 アデイス アベバで (同日)	日本側 岸野博之在エチオ ピア大使 エチオピア側 アーマド・ シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H22.12.6 499号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。